

琉球大学学術リポジトリ

戦時統制経済下の経済警察と沖縄民衆

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-01-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川平, 成雄, Kabira, Nario メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002004370

戦時統制経済下の経済警察と沖縄民衆

川 平 成 雄

戦時統制経済の強化と経済警察の登場

第一次近衛文麿内閣成立直後の1937年7月7日、日中戦争が勃発する。日中戦争の勃発は経済の混乱を招き、その間隙を縫って軍需品・生活必需品などの売買により暴利を貪るものが続出した。そこで、内務次官は、37年7月29日付けで各府県長官宛に「暴利ヲ目的トスル売買ノ防止取締ニ関スル件」を通牒する⁽¹⁾。この措置は経済警察を創設する布石であった。近衛内閣は、8月24日国民精神総動員実施要綱を閣議決定、9月10日臨時資金調整法・輸出入品等臨時措置法・臨時肥料配給統制法、翌38年3月10日飼料配給統制法・工作機械製造業法・航空機製造事業法、4月1日国家総動員法を矢継ぎ早に公布し、戦時統制経済を本格的に展開するための法的条件を整備する⁽²⁾。

加えて、「暴利ヲ目的トスル売買ノ防止取締ニ関スル件」の通牒から1年後の39年奇しくも7月29日、内務省警保局内に経済保安課を設置する。8月3日には北海道、警視庁、京都、大阪、神奈川、兵庫、福岡の警察部に経済保安課を置き、そのほかの県には警察部保安課に経済保安係を設置する。内務省警保局は「経済警察に就て」のなかで経済警察の創設理由として、つぎの点を指摘する。

支那事変の勃発発展に伴ひ、一切の国家活動は聖戦目的達成に集中せられ、国民の経済生活に就ても、軍需資材の確保、生産力の拡充、国際収支の均衡等の立場より所謂統制諸法令を相次いで公布実施して高度の統制を行つたのである。其の実施の円滑に確保せらるべきことが絶対に必要であるのは勿論であるが、又其の運営の適否は直に国内治安の上にも極めて重大なる影響を及

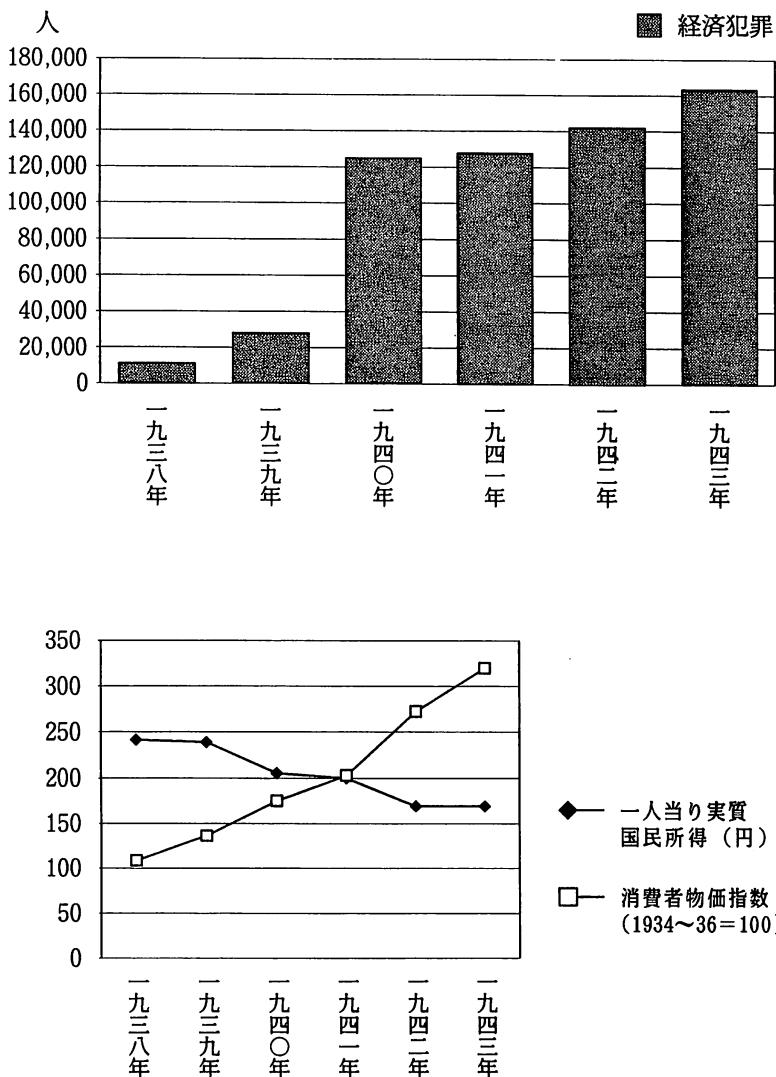
ばすのである。随て警察当局としては其の全機能を挙げて之等統制諸法令の実施を確保すると共に治安維持の完璧を期せねばならぬ。然るに従来の警察機構のみを以てしては充分に斯る新事態に即応して、或は指導啓蒙に、或は防犯に、或は又重大悪質犯の徹底的検挙に努め以て統制諸法令の円滑なる実施を確保することが出来ないので今回新に経済警察が創設せらるゝに到つたのである⁽³⁾。

内務省警保局が意図するのは、経済警察を創設することによって「統制諸法令の円滑なる実施を確保する」ことにあった。だからこそ、経済警察の取り扱う統制法令の範囲を、「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律並ニ之ニ基ク関係法令」・「暴利取締令」・「其ノ他必用ニ応ジ関係省及関係部局ト協議シ経済保安課ニ於テ取扱フモノト決定シタル法令」とし、経済警察の役務内容を、「経済情報」・「執行ニ関スル指導連絡事務」・「関係諸法令ノ違犯検挙ニ関スル事項」にある⁽⁴⁾、とするのである。

この背後にあるのは、日中戦争の長期化にともなうインフレーションの進行であった。武安将光が「特別法犯（特に経済犯罪）」において、「インフレーション進行中はほとんどすべての物資についてやみ値と公定価格の懸隔が大きく、やみ値はどしどし上昇するため、公定による物資の入手が困難で、やみ取引による利益は大きいため、常習的のやみブローカーにとどまらず、通常の商人にも違反行為が増加する。貨幣価値が急速に下落して行くためこのようなやみ取引によって得た資金を固定させずすぐ次のやみ取引に投資することを誘発させる結果を生じ経済犯罪は加速度的に増加する。」⁽⁵⁾と、インフレーションと経済犯罪の相関関係を的確に指摘する。図1にみると、1人当たりの実質国民所得は落ち込んでいるのに対し、消費者物価は上昇を示している。このことの反映こそが経済犯罪の増加となってあらわれているのである。つまり、所得・物価・経済犯罪は密接な連関でもって動いていることが知れる。

以上との関連で、内務事務官⁽⁶⁾猪俣敬次郎の「経済警察に就て」をみる。

図1 経済犯罪、国民所得、消費者物価指数の推移



出所：武安将光「特別法犯（特に経済犯罪）」（最高裁判所事務総局編『本邦戦時・戦後の犯罪現象』第1編、1954年、所収） 68頁。

猪俣は、「戦時経済は国民の経済活動に一つの新しき秩序を要求して居るのであって、経済警察は此の新たなる秩序を維持することを使命としてゐるのであるが、由来生産・配給・消費等の経済活動は国民の自由に委せ法益なる言葉にて寧ろ之を擁護する形にあるのであるから、之を制限して一定の国家目的へ統制することは、其れ自体が相当重要な問題であり、又可成困難な問題であることは茲に多言を要しない。特に茲で注意せねばならぬことは、経済警察の使命とする経済統制の監視取締其れ自体とは、別個に、之が実行に因つて生ずる所の摩擦と国民生活の不安動搖と云ふことである。」⁽⁷⁾として、そのひとつに「物価問題」を取り上げ、「物価の騰貴は輸出貿易に影響があるだけではなしに、国民一般殊に下層階級の台所に犇々と響くので、之は陰に陽に一つの社会不安を形成して居る。」⁽⁸⁾ため経済警察の重要な取り扱い事項であると主張する。

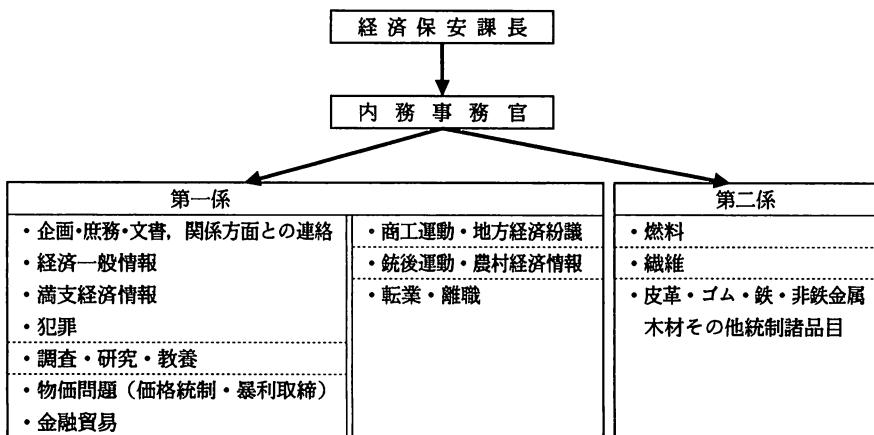
『内務省史』は経済警察の創設についてつぎのように述べる。すなわち、「戦争の長期化に伴い、軍事物資の需要は日を追つて増加の一途をたどり、一面、国民生活必需物資の不足は次第に深刻となつた。軍需生産の増強と国民生活の安定は戦争目的遂行のための二本の柱であり、経済警察はこの目的のために、①経済統制諸法令の違犯行為の監視・取締り・検挙 ②特殊物資の配給事務 ③経済情報の蒐集及び業者の指導 ④防犯的措置及び法令の趣旨徹底 ⑤その他助長行政に対する援助協力等の活動を行なつた。昭和十三年三月には早くも石油の切符制が実施されたのをはじめとして、その後、米の通帳式による割当配給制や衣料の切符制が実施され、その他、石炭・鉄鋼・非鉄金属・ゴム・木材をはじめ、物資の統制はきわめて広汎に及び、同時にそれらの物資の価格についても強力な規制と取締りを行なつたのである。」⁽⁹⁾と。また、内務省警保局は「経済警察に就いて」のなかで、「事変は漢口陥落を目前に控え、今や所謂長期建設戦時代に入りつつある。統制は日本の聖なる使命達成に鑑み今後益々強化の一途を辿るであらう。経済警察は益々其の指導的役割を自覚し、国民と共に真の日本の進むべき統制の確保の為に其

の重責を全うせねばならぬと信じる。」⁽¹⁰⁾と、戦時統制経済の強化につれて経済警察が果たすべき役割を強調するのである。

経済警察の組織と活動の基本指針

経済警察の組織は、1938年8月5日現在、図2にみるように、内務省警保局経済保安課課長、次席に内務事務官、その下に第一係・第二係を置き、戦時統制法令の徹底化を図る体制をとる。管掌事務は、一般経済情報および満支経済情報の収集、価格統制、暴利取締、金融貿易、商工運動および地方経済紛議の取り締まり、銃後運動の展開、農村経済情報の収集、転業・離職問題の解決、さらには生産原料である燃料、繊維、皮革・ゴム・鉄・非鉄金属などに関する統括にあり、戦時統制経済をスムーズに遂行させることに主眼があった。

図2 内務省警保局経済保安課の組織・管掌事項（1938年8月5日現在）



出所：内務省警保局経済保安課・同保安課「経済保安課事務分担ニ関スル件」（吉田裕・吉見義明編『資料日本現代史10』大月書店、1984年、所収）410頁。

ここに、第76回帝国議会に内務省警保局経済保安課が提出した興味深い資料がある。それは1939年9月から40年11月までの1年3ヶ月にわたる記録資料である。そのなかに「転業離職ニ対スル協力」として、「経済統制ノ拡大強化ヲ伴フ、統制法令実施ノ結果、転失業ノ已ムナキニ至リタル者ニ対シテハ、商工省、厚生省並企画院等ニ於テ、夫々連絡打合ノ上、対策ヲ樹立シ、実施セラルツツアル処ナルガ、内務省ニ於テモ経済警察ガ統制法令ノ実効ヲ確保スル任務ヲ有スルヲ以テ、之等転失業問題ニ付テモ、関係当局ト緊密ナル連絡ノ下ニ、積極的ニ側面ヨリ協力スルハ最モ緊要ト認メ、各庁府県庁ニ対シ本問題ニ就テハ、経済警察運用ノ一部門トシテ、積極的ニ活動スル様指示シ、以テ国家治安ノ維持ニ遺憾ナキヲ期シツツアリ」⁽¹¹⁾と、国民の生活不安を払拭することに経済警察が腐心していることが窺える。

38年7月29日経済警察の創設以後、「法・機構」の整備としては、同年8月24日各府県に経済保安課（係）を指示し、翌39年4月27日・12月9日、そして40年12月21日の3度にわたって経済警察機能を拡充する。さらに39年1月には各府県に経済警察協議会を設置するが、このことについて同じ第76回帝国議会提出資料の「警察ト経済諸団体トノ連絡機関設置」で、「経済警察究極ノ目的ハ、統制諸法令ノ実施ヲ確保シテ其ノ円滑ナル運営ヲ期スルニアルヲ以テ、絶ヘズ経済諸団体其ノ他一般国民ニ対シ時局ニ対スル認識ノ徹底ヲ図リ、統制諸法令ノ趣旨内容ヲ周知徹底セシメ、国民ヲシテ衷心ヨリ国策ニ協力セシムル様指導スルト共ニ、諸般ノ防犯的措置ヲ講ジ、又ハ当業者ノ希望意見等ヲ十分ニ聴取シ、以テ其ノ実情ニ通曉シ、之ヲ経済警察ノ運用ニ反映セシムル為、警察ト経済諸団体トノ協議会（府県単位及警察署単位）ヲ設置セシムルコトトナリ」⁽¹²⁾と述べる。警保局経済保安課早川松次郎は「経済警察協議会の設置に就いて」で、「協議会は府県なり警察署が中心となって議事を進行すべきもので、何処までも指導権は府県なり警察署が把るべきことは勿論で、協議会の申合せなり決議には拘束されるものではない。随つて警察権の執行を制肘される等のことは絶対にあつてはな

らない。」⁽¹³⁾と明言し、経済警察の権限があくまでも上位に位置するものだと認識を示す。これではなんのための協議会の設置であろうか。ともかく1940年11月1日現在までの府県単位の一般協議会47・専門協議会183、警察署単位の一般協議会1183・専門協議会937⁽¹⁴⁾、に達しており戦争遂行の円滑な運営に一役買う経済警察の網の目を全国にはりめぐらすのである。

経済警察の拡充・強化は急速に展開し、41年1月現在時点での各府県における経済警察の専従職員配置状況をみると、警視18・警部107・警部補649・巡査4608・警察書記494・嘱託18、総数5894人にのぼった⁽¹⁵⁾。

さらに1941年1月、警保局経済保安課は、「統制法令ノ趣旨内容ノ周知徹底ヲ図リ、指導防犯ノ実ヲ挙ゲル為、当業者並ニ一般民衆ニ対シ、講演会、懇談会、座談会ヲ開催シツツアルガ、今日迄ノ状況」⁽¹⁶⁾として、1939年9月から40年11月までの1年3ヶ月にわたる記録を提出するが、これによると、府県主催の開催回数2415回・聴講者数52万8344人、警察署主催の開催回数6万2696回・聴講者数478万2599人で、総数531万943人にのぼる⁽¹⁷⁾。1940年度の「国勢調査」によれば、15歳～64歳人口は4209万6200人であるので、そのうちの13%が聴講していることになる。また、講演会・懇談会・座談会のほかに、パンフレット・公定価格表・指導防犯にかんするビラ・ポスターを配布し⁽¹⁸⁾、戦時統制法令の周知徹底に努めていると強調する。

では、経済警察はどのような指針のもとにその活動を展開していたのであろうか、このことをつぎにみることにしたい。1938年8月5日、内務次官は各府県長官宛に「経済警察ノ運用ニ関スル件依命通牒」を発し、つぎのような経済警察の活動指針を示す。

- 一、経済警察運用ノ根本方針ハ統制諸法令ノ違反ニ対シ即ち取締ノ徹底ヲ期スルニアルモ之ガ具体的方法トシテ考慮スペキ諸点次ノ如シ
 - (一) 統制諸法令ハ戦時国策遂行ノ為絶対必要ニシテ其ノ違反ハ国策ヲ紊

ス反国家的行為ナルコトヲ充分国民ヲシテ理解セシムルト共ニ統制

諸法令ノ趣旨徹底ニ努メ以テ国策ニ協力セシムルノ措置ヲ講ズルコト

(二) 警察機構ヲ有機的ニ活用シ絶エズ統制諸法令ノ施行状況ヲ監視シテ
其ノ実施ヲ確保スルト共ニ違反ノ虞アル場合ニ於テハ更ニ適當ナル
事前の措置ニ依リ万全ナル防犯の方策ヲ講ズルコト

(三) 檢挙ハ重大又ハ悪質ナル犯罪ニ主力ヲ注ギ輕微ナル事案ニ就テハ苛
察ニ亘ラザル様篤ト留意スルコト

(四) 統制諸法令実施ノ結果転業、離職ノ止ムナキニ至リタル者ニ対シテ
ハ速ニ関係当局ト協力シテ積極的ニ凡ユル方途ヲ講ズルコト

二、経済警察ノ重大任務ニ鑑ミ之ガ執行ニ当ル警察官ニ対シテハ充分ニ法令
ヲ理解徹底セシムル等教養ニ努メ又警察官ノ一般民衆ニ臨ム態度ニ就テ
ハ統制諸法令ノ性質ヲ稽ヘ國民ヲシテ国策ニ順応セシムル様指導スル心
構ヘヲ以テ懇切丁寧ヲ旨トスルコト⁽¹⁹⁾

以上のような指針に基づいて経済警察は着々と整備をすすめ、活動を展開するのであるが、このことについて経済警察創設当時の内務事務官であった谷口寛が端的に語っている。「自由主義経済機構の上に行はるゝ統制経済の矛盾、国民生活安定の問題、統制経済に対する将来の見透し等を考へた時に、経済警察の活動は之からが問題であると思はれる。」⁽²⁰⁾と。そして経済警察創設から3年後の1941年に内務省警保局経済保安課事務官西村直巳は、これまでの経済警察の方針を総括し、38年7月から39年秋までは指導防犯時代で活動の主眼は原材料のしかも配給面での業界の啓蒙に置かれ、つづく40年末までは取締強化時代で「日本を廻る国際的背景としては日支事変に加ふるに歐州戦争の勃発があり、国内経済に於ては電力、石炭問題に基く生産の停滞、インフレの濃化、米穀を主座として木炭、砂糖、燐寸等の生活必需物資需給の混乱に加ふるに九・一八価格停止後の全面的闇取引の発生は統制強化の促進と取締強化の要請を齎すに至つた。……対象も原材料より完成品へ業界より一般国民生活へと統制は進展した。」⁽²¹⁾と。また、西村は「全

国六千余人の経済警察官を中核として之を外廓的に包む八万余の警察官吏一体となって進んで時局の緊迫せるを認識し、克く反省、深く研鑽、戦時経済の運行保持と一般国民生活の安定、確保により治安維持なる職域奉公に過誤なきを戒心せねばならぬと痛感する。」⁽²²⁾と説き、経済警察の存在意義を訴えるのであった。

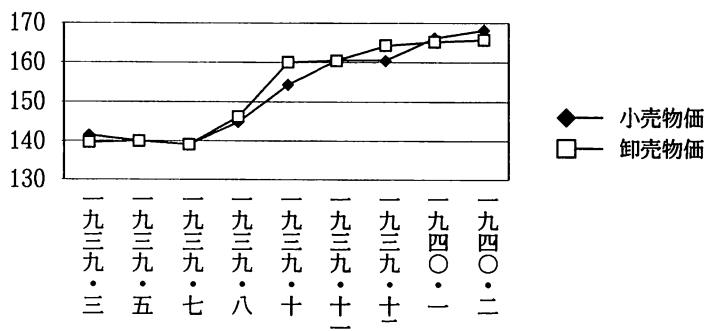
沖縄における経済警察と民衆

1939年12月8日、沖縄県は警察部に経済保安課を新設し、経済事犯の取り締まりに対処するための経済警察の権限を強化する⁽²³⁾⁽²⁴⁾。それまでは警察部保安課が「経済警察ノ事務ヲ分担」⁽²⁵⁾しており、また、「従来『経済警察関係諸法令の執行に関する事項』『経済警察関係諸法令の違犯検挙に関する事項』は、保安課において取り扱われ」⁽²⁶⁾ていたので、保安課の活動状況からみることにする。

警察部保安課は、『琉球新報』紙上（1939.7.15～25）に「物価調整に対する県民の協力事項」を提起する⁽²⁷⁾。その意図するところは、生産・流通・消費の面から「県民の協力」を求め物価騰貴を抑えることであった⁽²⁸⁾。さらには、1939年10月18日に発令された、いわゆる9・18物価禁止令⁽²⁹⁾の周知徹底をはかるために警察部長・経済警察係・首里市長・首里管内各村長・中小学校長など約500名が参加しての経済協議会を開催し、「物価抑制の重大性に鑑み趣旨の副うやう協力を誓ひませう」「物価抑制を乱す売惜み買溜をしないことに致しませう」⁽³⁰⁾との申し合わせをする。しかし、製造違犯・公定価格違犯・闇取引は跡を絶たなかった。例えば、薪炭の場合、公定価格が設定されたにもかかわらず生産費の激増、労働力の払底による生産量の減少で闇取引が横行して経済警察が乗り出す事態が起こる⁽³¹⁾。また、ある薪炭商人は、「私たちは生活するためにしようがなく闇物資を買っていった。それはなにもぜいたくをするためにではなく、最小限度の食糧を確保し

家族を栄養失調から守るための唯一の手段であった」⁽²²⁾と、当時を回想して語る。取り締まる立場にいたある警察官は、「そのころは、配給された物資だけではとうてい足りず、私の家でも子供が小さかったので余計不足していた。しかしそうだからといって、自分で闇物資を買うわけにはいかず、これには非常に苦労した。おそらく家内は私には黙ってひそかに闇物資なども買ってきて子供たちに与えたのではないか。」⁽²³⁾と述懐する。とにかく、生活物資が極端なまでに不足していたのである。このことを端的に物語っているのが、図3にみる物価の動きである。卸売物価・小売物価とも上昇傾向を示していることは物資不足の反映にほかならず、人びとは生活の維持・継続のために闇取引を求めるのであった。

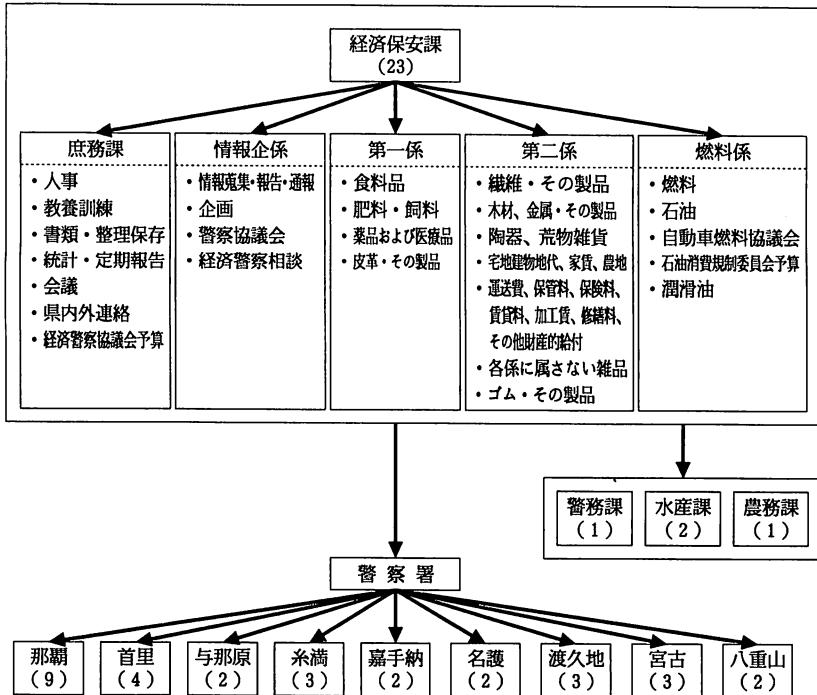
図3 那覇市場の卸売物価ならびに小売物価（1936年=100）



出所：『那覇商工会議所月報』（沖縄県立図書館「山下文庫」所蔵）。

このような状況のなかで、警察部経済保安課が新設され、組織および管掌事項は図4のとおりであった。図にみるように、経済保安課は、戦争遂行のために人びとの生活全般を統轄する組織にほかなりなかったことが知れるのである。

図4 沖縄県における経済警察の組織・管掌事項（1943年6月現在）



出所：『沖縄県史料－昭和十八年知事事務引継書類』近代1, 623～625頁。

注；()は人員

経済保安課は、1943年時点までの「経済統制法令違反状況」について、「経済警察創設以来関係法令ノ円滑ナル運営ヲ期スル為経済警察協議会（県及各署毎ニ設置ス）ヲ活用シ又ハ講演会、業者トノ懇談会或ハ新聞紙、文書等ニ依リ其他凡ユル機会ヲ利用シ業者及一般民ニ対シ国策ト法令ノ周知徹底ヲ図リ防犯的措置ニハ最善ヲ尽シツ、アリト雖モ未ダ一部ニハ法令ノ周知徹底ヲ欠キ或ハ自由経済時代ノ因習ニ捉ハレ反則スルモノ相当有之」⁽³⁴⁾と総括し、表1の経済事犯状況を示す。

表1にみるように、年を追うごとに送致者数・起訴者数が増加していることが知れる。とくに、1940・41年度では黒糖および泡盛の価格違犯、

表1 統制経済法違反の取締状況

単位：人

	取締総数	1ヵ月あたり 取締人数	拘留 科料 説諭 注意戒告処分	事件送致	検挙	起訴	体刑	罰金
1938年中	3,468	289	3,322	96	96	9		9
39年中	5,284	440	5,145	139	139	51		51
40年中	8,367	897	7,576	791	789	337	2	338
41年中	6,570	548	5,180	890	890	471	11	419
42年中	5,813	484	4,563	1,250	1,250	602		459
43年5月迄	1,511	302	628	883	883	597		539

出所：『沖縄県史料－昭和十八年知事事務引継書類』近代1，625～626頁。

42年度では生豚価格違犯・密屠殺、43年度では乗船切符の情実販売・不当報酬が目立った事犯であったと指摘する⁽³⁵⁾。生豚価格違犯・密屠殺については、「何レモ生産農家ノ違犯ニシテ之レガ原因ハ昭和十五年度ニ於ケル黒糖違犯事件ガ余リニモ多数ナリシ為検事当局ニ於テ殆ンド生産者ノ違犯検挙ヲ打切りシ為ト当時ノ処分結果ガ比較的軽キニ失シタル為純朴ナ農民ノ遵法観念ヲ阻害セルニ依ルモノト思料セラル、モ現在ニ於テハ検事局ニ於テモ斯種事犯ニ対シテハ厳罰ヲ以テ臨ミツヽアリ」⁽³⁶⁾と、憂うべき状況を述べるのであるが、経済保安課みずからが逼迫した食糧事情を認めているのである。

ここに、豚の密屠殺についてのつぎのような警察官による興味深い証言がある。

ある女性が密殺した豚に服を着せ、帽子をかぶせていかにも子供をおぶるようにして歩いてきた。初め、私たちはそれが豚だとは知らなかったが、不審に思って外勤警察官に止めるよう命じたところ、走り出したので懸命に追いかけ、手をかけたところ柔らかいのでびっくりし、それが豚だと分かった。この事件は新しいヤミ取引の手口として全国に紹介した。当時は密屠殺の禁止は勿論、牛や豚の皮を付けたまま（カーチチャーテビチ）販売することは禁止されていた。牛や豚の皮は軍靴等の軍事物資に使用されていた。ヤミ取引は法に触れたが、金はあっても物がない時代だったので高い金を出しても

ヤミ物資を買わなければ生活が苦しかった。警察が押収した闇物資を換金処分する時は、公定価格で値段がとても安かったのであつと言う間に売り切れてしまった⁽³⁷⁾。

このように、沖縄の人たちの食生活に重要な位置を占めていた豚、そして皮でさえ、取り締まりの対象となるのであるが、「沖縄では豚の屠殺が統制経済にはいって許可制となり、その皮は供出しなければならなくなつた。県当局は『豚の皮を食うのは沖縄だけで、野蛮な習慣だ』というふうに指導した。」のである⁽³⁸⁾。また、経済警察の取り締まり強化にもかかわらず、米の不正販売⁽³⁹⁾、泡盛の闇取引⁽⁴⁰⁾、素麺・ウドンなど食糧品の台湾への逆移出⁽⁴¹⁾の経済事犯は跡を絶たなかった。この事態を憂えた淵上知事は、「1939年6月6日の警察署長会議の席上、「経済警察の取締に就ては鋭意努力せられつつあることと信ずるのであるが、事変の長期化に伴ひ戦時経済統制は一段と強化せられ、さらに物資動員計画の高度化により統制の範囲愈々拡大せられ、之に伴ひ低物価政策の遂行等物価問題は特に重要となり、之が対策の実行如何は輸出の増進、生産力の拡充、貯蓄奨励、国民生活の安定等極めて重大なる関係を有し、政府においては総合的物価統制の方策を樹て之が実行に邁進されつゝある……経済警察は其の当初においては法令の周知に重点を置きたる結果、多少寛容の態度を以て臨みたるも最早今日においては法令の趣旨は営業者は勿論、県民全般に周知せられたるを以て今後においては国策に背反することを知り乍ら法網を潜り又は刑罰を蔑視して私利を囲らむとする悪質なる犯罪に対しては仮借なく之を検挙し国策遂行に萬遺漏なきを期せられたい」」⁽⁴²⁾（読点は筆者）と訴えるほどであった。

経済警察は、「経済違反ニ対スル将来ノ見透シ」として、「経済統制ハ益々強化セラレ且滞貨物資ハ漸減シ各種物資ノ不足ハ益々拍車ヲ掛クル趨勢ニアルヲ以テ物資獲得ヲ繰り各種違反モ増加シ手段モ又巧妙トナルモノト思料セラレ就中食料品ノ小売部面ニ於ケル闇取引ガ多キヲ予想セラル」⁽⁴³⁾とするが、経済警察の役目も戦局の悪化につれて食糧の確保、老幼婦女子の疎開⁽⁴⁴⁾に

重きを置くことになるのであった。

さらに1944年9月、市町村長会議において警察部長は、「警察部所管事項中最モ緊要ナル事項」として、防空壕の整備・労務動員を掲げ県民の一層の協力を訴える⁽⁴⁵⁾。そこにあるのは、警察部長みずから「本県モ第一線基地トシテ益々重要度ヲ加重セラレ」⁽⁴⁶⁾と述べるように、あくまで戦争遂行のための警察の加担にほかならなかった。『内務省史』が「太平洋戦争中、激烈な戦闘のすえ沖縄を失ったことは、内務省の歴史上見逃がすことのできない事件である。」⁽⁴⁷⁾というとき、それはみずからの責任を棚上げし県民を無視した論にほかならないといいうのである。なぜなら内務省こそ戦時統制経済を推進する重要な組織であったからである。

経済警察は、経済事犯の取締りを強化して戦争遂行を容易にする必要から創設されたのであるが、その任務も敗戦が色濃くなるにつれて形骸化するようになり、まっていたのは沖縄戦へと連なる道であった。

註

（1）経済警察創設の布石となった重要な通牒であるので、ここに全文を掲げることにする。

今次事変ニ際シテハ全国民挙ツテ協力ノ実ヲ挙グベキハ言ヲ挨タザル所ナリ、然ルニ從来ノ事例ニツキ之ヲ觀ルモ往々ニシテ斯カル機会ニ乘ジ暴利ヲ得ントスル者アリテ挙国一致ヲ阻害スルノ虞ナシトセズ、関係各庁ニ於テハ之ガ対策ニツキ目下協議中ナルガ不取敢此ノ際軍需品、国民生活必需品等ノ売買ニツキ暴利ヲ貪ルガ如キ者ノ出ヅルコトナキ様速ニ関係當業者ト懇談スル等適切ナル対策ヲ講ゼラレ関係當業者ノ道義心ニ訴ヘ以テ市価ノ暴騰ヲ招キ国民生活ニ不安ヲ与フルガ如キコトナキヲ期セラレ度

尚万ニモ暴利ヲ貪ラントスル者アリタル場合ニ於テハ警告ヲ発シ其ノ反省ヲ促ス等適當ノ措置相煩度

（吉田裕・吉見義明編『資料日本現代史』10　日中戦争期の国民動員①、大

月書店、1984年、所収) 406頁。

- (2) 商工省は、37年3月1日綿糸配給統制規則、10月11日臨時輸出入許可規則・鉄鋼工作物築造許可規則・毛製品ステープルファイバー等混用規則、10月18日硝酸の製造に関する件、11月23日主要物資在庫数量調査規則、12月28日白金使用制限規則、を公布して戦時統制経済を補強する。

(猪俣敬次郎「経済警察に就いて」(『警察協会雑誌』458号、1938年7月)
14~16頁。

- (3) 内務省警保局「経済警察に就いて」(『内務更正時報』第3巻第10号、1938年)
6頁。

- (4) 吉田裕・吉見義明編『資料日本現代史』10 日中戦争期の国民動員①、大月書店、1984年、407頁。

- (5) 武安将光「特別法犯(特に経済犯罪)」(最高裁判所事務総局編『本邦戦時・戦後の犯罪現象』第1編、1954年、所収) 66頁。

- (6) 内務事務官は、内務省警保局経済保安課・課長の次席。

- (7) 猪俣敬次郎「経済警察に就いて」(『警察協会雑誌』458号、1938年7月) 18~19頁。

- (8) 同前、19頁。

- (9) 大霞会内務省史編集委員会編『内務省史』第二巻、1970年、767頁。

- (10) 註(3)と同じ、14頁。

- (11) 註(4)と同じ、422頁。

- (12) 同前。

- (13) 早川松次郎「経済警察協議会の設置に就いて」(『警察協会雑誌』465号、1939年2月) 18頁。

- (14) 註(4)と同じ、423頁。

- (15) 同前、411頁~413頁。

- (16) 同前、421頁。

- (17) 同前、421~422頁。

- (18) 同前、422頁。
- (19) 同前、408～409頁。
- (20) 谷口寛「経済警察の整備経過と其の後の状況」（『警察協会雑誌』461号、1938年10月）37頁。
- (21) 西村直巳「経済警察の運営に就いて」（国策研究会『国策研究会週報』第3巻第7号、1941年）2頁。なお、「検挙の重点主義化」の内容として、つぎの点を掲げる。
- （イ）取締は生活必需物資並に其の主要生産資材住宅及重要基礎産業資材等に重点を置くこと。
- （ロ）計画的又は集団的事犯の徹底的糾明をなすこと。
- （ハ）凡て事犯の端緒を得たるときは物資流通の順路を追及して闇の根本を探求摘発すること。
- （以下、略）
- (22) 同前、6頁。
- (23) 経済保安課創設時の警部であった島袋慶輔は、「経済警察はできたばかりで良く分からぬことが多い苦労も多かった。物の名前を覚えたり、物価の統制、物資の統制、ヤミ取引とかを勉強した。
……水は高いところから低いところへ流れるもので、金も自由経済にしておくと金持ちだけの所に物が集まることになる。だから価格統制の必要があり、それが経済警察の仕事だったのである。……つまり、『経済の治安維持』ということだった。」と語っている（沖縄県警察史編さん委員会編『沖縄県警察史』第二巻（昭和前編）、警察本部、1993年、874～875頁）。
- (24) これまで、沖縄の経済警察については、大城将保が「戦時下の沖縄県政—昭和十八年知事事務引継書の周辺—」（『沖縄史料編集所紀要』第2号、1977年、所収）において、「県経済保安課が取締りにあたる経済事犯も、統制の拡大と物資不足の深刻化に比例して増加していった。沖縄県の経済事犯の特徴としては、数少ない商品生産物である黒糖と泡盛の価格違犯が最も多い。」とし、また、八

重山石垣町の「生活必需物資闇取引絶滅運動」を事例に引き、「実は価格違犯の取締が主たる目的ではなく、食糧物資の物々交換を取締るものだった。物々交換の横行はすでに経済警察の手ではどうにもならぬほどに一般化していたのである。」と、指摘する（97～98頁）。

- (25) 『沖縄県史料一昭和十八年知事事務引継書類』近代1、621頁。
- (26) 沖縄県警察史編さん委員会編『沖縄県警察史』第二巻（昭和前編）、1993年、50～51頁。
- (27) 『那覇市史』資料篇第2巻中の2、所収、70～79頁。
- (28) 具体的な項目を掲げれば、「物価調整に対する協力は国民の義務」・「物価調整に協力するとは？ 第1は、物価騰貴を惹起するような行為をしないといふことであります。第2には、物価調整施設を破壊するやうな行為をしないことです。第3に、大切な点は、国民の各々が物価調整といふ此の困難な事業の効果達成に進んで寄与するといふことです。」・「国民は如何に協力すべきか」・「買物をする人の心得 イ、買溜をしないこと ロ、極上品や特別品を求めず、普通品で間に合せること、出来るだけ価格公定品を使用すること ハ、価格公定品を好んで売る商店から買ふこと ニ、是非ともなくてはならぬ物だけしか買はぬこと ホ、商品知識としてこれだけは必ず心得て置くべきこと」・「商人はどう云ふ心掛が大切か イ、価格公定品を進んで取扱ふこと ロ、取扱品種を少くすること ハ、買占をしないこと ニ、売惜をしないこと ホ、規程外れ品の取扱は徹底的に排斥すること ヘ、経営の改善に努めること ト、価格公定による利潤の減少を、他に転嫁しないこと」・「製造業者と物価調整イ、価格公定品を進んで製造すること ロ、製造品種を少くすること ハ、必要品よりまず製造すること ニ、原料材料の買占をしないこと ホ、売惜をしないこと ヘ、生産原価の引下げに努める」ことにあった。
- (29) 1939年10月16日公布の「価格等統制令」は、「価格、運送費、保管料、損害保険料、賃貸料又ハ加工賃」について、「昭和十四年九月十八日……ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ」とするもので、価格な

どを1か月前に凍結することによって戦争長期化がもたらす物価高騰をおさえることにあった。

- (30) 「琉球新報」1939年11月2日付（『那覇市史』資料篇第2巻中の2、所収）。
- (31) 「琉球新報」1939年10月9日付（『那覇市史』資料篇第2巻中の2、所収）。
- (32) 『那覇市史』資料篇第2巻中の6、74頁。
- (33) 同前、76頁。
- (34) 註(25)と同じ、621頁。
- (35) 同前。
- (36) 同前、621～622頁。
- (37) 註(26)と同じ、750～751頁。
- (38) 『国頭村史』1967年、533頁。
- (39) 「沖縄日報」1939年12月6日付（『那覇市史』資料篇第2巻中の2、所収）。
- (40) 「琉球新報」1940年1月26日付（『那覇市史』資料篇第2巻中の2、所収）。
- (41) 「琉球新報」1940年5月27日付（『那覇市史』資料篇第2巻中の2、所収）。
- (42) 「沖縄新報」1939年6月7日付。
- (43) 註(25)と同じ、627頁。
- (44) 註(26)と同じ、752頁。
- (45) 1944年9月「市町村長会議ニ於ケル知事訓示並各部長説示」（沖縄県立図書館「山下文庫」所蔵）。
- (46) 同前。
- (47) 大震会内務省史編集委員会編『内務省史』第3巻、1971年、738頁。『内務省史』は、続けてつぎのようについている。「沖縄は、南西太平洋上の列島であり、経済的後進性の故に沖縄振興等国の積極的な援助が行なわれていたが、一都一道二府四三県のうちの一つの県として、他の都道府県と同じ地位が与えられていた。戦争がしだいに苛烈になってくるとともに、海上交通の障害が多く、中央との連絡も不便となり、統制経済下の窮屈さははなはだしいものがあった。」と。